

鳥取県営鳥取空港管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 鳥取県規則第53号

#### 鳥取県営鳥取空港管理規則の一部を改正する規則

鳥取県営鳥取空港管理規則（昭和42年鳥取県規則第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p><u>（趣旨）</u></p> <p>第1条 この規則は、鳥取県営鳥取空港の設置及び管理に関する条例（昭和42年鳥取県条例第24号。以下「条例」という。）の規定に基づき、鳥取県営鳥取空港（以下「空港」という。）の管理に<u>関し必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p><u>（利用時間）</u></p> <p>第1条の2 空港の<u>施設の</u>利用時間は、次のとおりとする。ただし、<u>所長（鳥取県事務処理権限規則（平成8年鳥取県規則第32号）第6条第1項の規定により知事の権限に属する事務の委任を受けた鳥取行政組織規則（昭和39年鳥取県規則第13号）第139条の規定により設置された鳥取空港管理事務所の長をいう。以下同じ。）</u>は、特に必要があると認めるときは、臨時にこれを変更することができる。</p> <p>（1）鳥取空港国際会館（国際交流センターを除く。）<u>午前8時から午後6時まで</u></p> <p>（2）及び（3）略</p> <p><u>（国際交流センターの休館日）</u></p> <p>第1条の3 略</p> <p>2 <u>所長</u>は、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、国際交流センターを臨時に開館し、又は休館日に開館することができる。この場合においては、<u>所長</u>は、あらかじめその旨を国際交流センターの施設内に掲示する等して周知しなければならない。</p>	<p><u>（目的）</u></p> <p>第1条 この規則は、鳥取県営鳥取空港の設置及び管理に関する条例（昭和42年7月鳥取県条例第24号。以下「条例」という。）の規定に基づき、鳥取県営鳥取空港（以下「空港」という。）の管理に<u>関する事項を定めることを目的とする。</u></p> <p><u>（利用時間）</u></p> <p>第1条の2 空港の利用時間は、次のとおりとする。ただし、<u>知事は</u>、特に必要があると認めるときは、臨時にこれを変更することができる。</p> <p>（1）鳥取空港国際会館（国際交流センターを除く。）<u>午前9時から午後5時まで</u></p> <p>（2）及び（3）略</p> <p><u>（国際交流センターの休館日）</u></p> <p>第1条の3 略</p> <p>2 <u>知事</u>は、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、国際交流センターを臨時に開館し、又は休館日に開館することができる。この場合においては、<u>知事</u>は、あらかじめその旨を国際交流センターの施設内に掲示する等して周知しなければならない。</p>

(運用時間内の空港の施設の利用の届出)

第2条 条例第4条の規定による届出は、様式第1号による届出書を所長に提出してしなければならない。ただし、緊急を要する場合その他特別の理由により届出書を提出することができないときは、電話又は電信により届け出ることができる。

(運用時間外の空港の施設の利用の許可の申請)

第3条 条例第4条の2第1項の規定による許可を受けようとする者は、様式第1号の2による申請書を所長に提出しなければならない。ただし、緊急を要する場合その他特別の理由により申請書を提出することができないときは、電話又は電信により申請することができる。

(重量制限を超える航空機による空港の施設の利用の許可の申請)

第3条の2 条例第5条第1項ただし書の規定による許可を受けようとする者は、様式第1号の3による申請書を所長に提出しなければならない。

(車両の運転等の許可の申請)

第4条 条例第8条ただし書の規定による許可を受けようとする者は、様式第2号による申請書を所長に提出しなければならない。

(制限区域に立ち入ることができる者)

第5条 条例第9条第1項ただし書の知事が制限区域への立入りの必要があると認めた者は、次に掲げる者とする。

(1)及び(2) 略

(3) 前2号に掲げる者のほか、所長が立入りの必要があると認めた者

(爆発物又は危険を伴う可燃物の携帯等の許可の申請)

第6条 条例第10条第2号の規定による許可を受けようとする者は、様式第3号による申請書を所長に提出しなければならない。

(裸火の使用の許可の申請)

第7条 条例第10条第4号の規定による許可を受けようとする者は、様式第4号による申請書を所長に提出しなければならない。

(運用時間内の空港の施設の利用の届出)

第2条 条例第4条の規定による届出は、様式第1号による届出書を知事に提出してしなければならない。ただし、緊急を要する場合その他特別の理由により届出書を提出することができないときは、電話又は電信により届け出ることができる。

(運用時間外の空港の施設の利用の許可の申請)

第3条 条例第4条の2第1項の規定による許可を受けようとする者は、様式第1号の2による申請書を知事に提出しなければならない。ただし、緊急を要する場合その他特別の理由により申請書を提出することができないときは、電話又は電信により申請することができる。

(重量制限を超える航空機による空港の施設の利用の許可の申請)

第3条の2 条例第5条第1項ただし書の規定による許可を受けようとする者は、様式第1号の3による申請書を知事に提出しなければならない。

(車両の運転等の許可の申請)

第4条 条例第8条ただし書の規定による許可を受けようとする者は、様式第2号による申請書を知事に提出しなければならない。

(制限区域に立ち入ることができる者)

第5条 条例第9条に規定する制限区域に立ち入ることができる者は、次の各号に掲げる者とする。

(1)及び(2) 略

(3) 前2号に掲げる者のほか、知事が立入りの必要があると認めた者

(爆発物又は危険を伴う可燃物の携帯等の許可の申請)

第6条 条例第10条第2号の規定による許可を受けようとする者は、様式第3号による申請書を知事に提出しなければならない。

(裸火の使用の許可の申請)

第7条 条例第10条第4号の規定による許可を受けようとする者は、様式第4号による申請書を知事に提出しなければならない。

(土地等の使用の許可の申請)

第8条 条例第11条の規定による許可を受けようとする者は、様式第5号による申請書又は申込書を所長に提出しなければならない。

(空港内営業の許可の申請)

第9条 条例第12条の規定による許可を受けようとする者は、様式第6号による申請書を所長に提出しなければならない。

様式第5号(第8条関係)

その1

土地(建物・ )使用許可(使用変更)申請書  
年 月 日

職氏名 様  
申請者  
住所又は  
所在地  
氏名又は  
名称 ,  
保証人  
住所又は  
所在地  
氏名又は  
名称 ,

下記のとおり土地(建物・ )の使用(使用変更)をしたいので、許可して下さるよう申請します。

記

1~4 略

その2 特別待合室・センタープラザ・航空機乗降施設用

空港内施設使用(使用変更)申込書  
年 月 日

職氏名 様  
申込者  
住所又は  
所在地  
氏名又は  
名称

下記のとおり空港内の施設の使用(使用変更)をしたいので、申し込みます。

(土地等の使用の許可の申請)

第8条 条例第11条の規定による許可を受けようとする者は、様式第5号による申請書又は申込書を知事に提出しなければならない。

(空港内営業の許可の申請)

第9条 条例第12条の規定による許可を受けようとする者は、様式第6号による申請書を知事に提出しなければならない。

様式第5号(第8条関係)

その1

土地(建物・ )使用許可申請書  
年 月 日

職氏名 様  
申請者  
住所又は  
所在地  
氏名又は  
名称 ,  
保証人  
住所又は  
所在地  
氏名又は  
名称 ,

下記のとおり土地(建物・ )を使用したいので、許可して下さるよう申請します。

記

1~4 略

その2 特別待合室・センタープラザ・航空機乗降施設用

空港内施設使用申込書  
年 月 日

職氏名 様  
申込者  
住所又は  
所在地  
氏名又は  
名称

下記のとおり空港内の施設を使用したいので、申し込みます。

1 ~ 5 略	記	1 ~ 5 略	記
---------	---	---------	---

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。